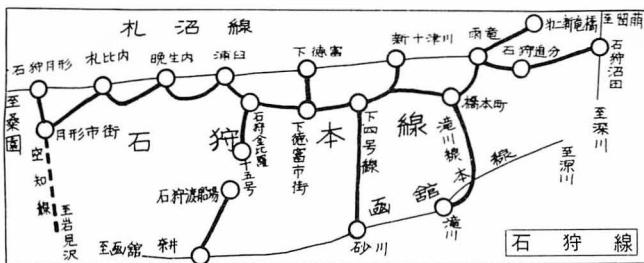


イ号アルミという呼称は昭和17・10日本電気工業委員会に制定、当時将来他の方法による合金線ができるであろうことを予想して、これを区別する意味であげられたものである。(佐々木 昇幸)

いしかりせん 石狩線 札沼線の石狩月形駅を起点とし、新十津川を経て留萌線の石狩沼田駅を終点とする石狩本線と、滝川線とからなる国鉄自動車路線で、これを所管する滝川自動車



営業所を空知郡滝川町に設置している。

- ## 1 区間・キロ程および沿革

石符本線

石狩月形・石狩沼田	67 km	昭19・7・21 開業
石狩金比羅前・十五号	2	昭30・11・10
石狩渡船場・奈井江	4	"
下四号線・砂川	5	昭28・10・14
下徳富市街・下徳富	1	昭29・9・30
上記のうち石狩月形・石狩追分		昭18・10・1 開業
雨 龍・第二新滝橋	10	昭31・6・14

瀧川線

橋本町・滝川 15 昭18・10・1

- 2 営業範囲 旅客・手小荷物および貨物の運輸営業を行う

- ### 3 接続駅および業務委託駅

- (1) 接續駅 石狩月形, 札比内, 晩生内, 浦臼, 下徳富, 新
津川, 雨龍, 和, 石狩沼田, 砂川, 滝川, 奈井江。

- (2) 業務委託駅 雨龍市街，石狩追分，和，碧水，北龍。

4 使 命 戦時中札沼線の一部撤去による代行路線として国鉄自動車が開設され旅客・貨物の輸送を行ったが、戦後鉄道が復元された今日でも、鉄道の機能補充、輸送力補助の使命をもって自動車の経営が継続されている。またこの路線は滝川、砂川方面との短絡交通機関として重要な輸送を行っている。冬期は積雪が多いので浦臼・石狩月形間および和・石狩沼田間は例年12月から翌年4月まで運転を休止している。

5 特 長 この路線は石狩川にそってその左岸を運行し、石狩平野を縦断している。石狩地帯は北海道の穀倉地帯ともいわれとくに米の生産が多い。鉄道の撤去が行われた期間はこの穀倉地帯の大輸送を引受けて、国鉄自動車の真価を発揮したものであるが、鉄道の復元に伴って旅客輸送に重点を指向した。路線の大部分は鉄道に併行しているが、利用客は極めて多い。

(福田幸市)

いしざきせん 石崎線 江差線の上ノ国駅を起点とし、渡島国
檜山郡上ノ国村石崎を終点とする国鉄自動車路線で、これを所
管する上ノ国自動車営業所を上ノ国村に、また同桔梗派出所を
渡島国亀田郡亀田村に設置している。

- 1 区間・キロ程および沿革

上ノ国・石崎 21 km 昭18・3・1 開業

- 2 営業範囲 小荷物および貨物の

運輸を行っている。

- ### 3 接続駅および業務委託駅

- (1) 接統 馭 上ノ国。

- (2) 業務委託駅 木の子、汐吹、石

4 使 命 戦時中原産地路線として、石崎地区の鉱山から産出されるマンガン鉱を輸送する使命で開設された路線である。冬期間も通年運転を確保している。

5 特 長 現在でもマンガ
ン鉱の輸送が主軸となっているが、
戦後は沿岸から漁獲される海産物
および坑木、その他の木材の輸送
が増加している。とくに沿線はブ
ナの生育地で、ベニヤ板の材料と
して各地に供給している。（福田
幸市）

5 特 長 現在でもマンガ
ン鉱の輸送が主軸となっているが、
戦後は沿岸から漁獲される海産物
および坑木、その他の木材の輸送
が増加している。とくに沿線はブ
ナの生育地で、ベニヤ板の材料と
して各地に供給している。(福田

幸市)



いしつぶつ 遺失物 列車，自動車，船舶，駅，線路敷地など，
国鉄が管守する場所（以下列車内，駅構内などという）で，旅客，
荷主，公衆などが遺失した物件をいう。

これらの遺失物は、一般公道などでの遺失物と同様に、遺失物法の適用をうけるのであるが、国鉄で取扱う遺失物は膨大な数量にのぼり旅客・公衆へのサービスのためにも重要なので、内部的に遺失物取扱規程（昭和27・10総裁達第615号）を定め、これによって処理することとしている。

旅客・公衆など(国鉄職員も含む)が、列車内、駅構内などで遺失物を拾得したときは、これを車掌または駅長に届け出なければならない。この場合、車掌または駅長は遺失物領収証を届出者に交付する。

車掌は鉄道管理局長が指定した最寄りの遺失物取卸駅またはその列車の終着駅に遺失物を引継ぎ、危険品、犯罪者の置去った物、列車内で保管することが困難な物などは最寄りの駅に引継ぎ、その旨を遺失物取卸駅またはその列車の終着駅に連絡する。

旅客・公衆または車掌から遺失物の引渡しを受けた駅長は、明細簿に必要な事項を記録し**遺失物切符**を発行し、1個毎にくくりつけて保管する。また遺失物の内容を点検して、遺失者の判明したものはこれを通知して引渡の手配をする。この場合遺失者から申出があれば輸送に差支えないかぎり、保管駅から申出の駅まで小荷物扱として転送する。

遺失者が判明しない物はその品名、形状、数量、発見月日、場所その他必要な事項を発見の日から４日間、遺失物の引渡しをうけた駅の待合室に掲示して遺失者の便をはかる。この掲示期間内に遺失者が判明しないものは、鉄道管理局長が指定した遺失物取扱駅に送付する。

遺失物取集駅では、国鉄が遺失物を受理してから7日以内に関係の警察署にこれを引渡さなければならない。

遺失物取卸駅、遺失物取集駅を指定することは、国鉄の取扱上の便宜からばかりではなく、遺失者から申出のあった場合に、遺失物を調査発見することの迅速正確を期するためでもある。

警察署に引渡しをしてからのちでも、遺失者が判明すれば、遺失者は警察署から直接その引渡しを受けることができる。

国鉄が旅客・公衆などから引渡しをうけた遺失物については、遺失物法によって国鉄が遺失物法上の拾得者となるが、国鉄は公法人として、遺失者が判明し遺失物を引渡す場合には一般の